

経営基盤の強化に必要な 資金の融資を行います

保証料と償還利子の
一部補助もあります

「一般枠」の融資

▶ 対象要件

- ① 1年以上村内に居住し、同一事業を1年以上継続して営む中小企業者
- ② 税金等に滞納がないこと

▶ 融資の限度額

1企業当たり1,000万円

▶ 融資の期間

- ① 運転資金の場合：7年以内
- ② 設備資金の場合：10年以内(ただし、据置期間を含む)



「創業支援枠」の融資

▶ 対象要件

- ① 村内で新たに事業を開始しようとする者、又は村内で新たに事業を開始してから5年以内の者
- ② 税金等に滞納がないこと(村外に居住する個人は当該居住地の市町村税)
- ③ 福島県信用保証協会の保証対象であり、且つ代位弁済を受けていないこと
- ④ 金融機関から取引停止を受けていないこと
- ⑤ 村の創業支援事業計画に基づく「特定創業支援事業」による支援を受け、村から証明書を発行された者

▶ 融資の限度額

1企業当たり500万円以内

▶ 融資の期間

10年以内(ただし、据置期間1年を含む)



▶ 返済方法

原則、分割返済とする。
ただし、短期資金（1年以内）は一括返済を認める。

▶ 保証人及び担保

- ① 法人、組合の場合・・・原則、連帯保証人1名以上とし、必要に応じて担保を徴する。
- ② 個人の場合・・・・・・原則、必要により連帯保証人、担保を徴する。

▶ 融資の利率（令和5年度）

5年以内・・・・・・1.8%以内
5年～7年以内・・・・2.0%以内
7年～10年以内・・2.2%以内

特約利率は
年度毎に見直します



▶ 信用保証料率（%）

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※事業者の経営状況に応じた9区分から適用

▶ 取扱金融機関

東邦銀行 白河支店・白河西支店・新白河支店
常陽銀行 白河支店
福島銀行 白河支店
大東銀行 白河支店
白河信用金庫 西郷支店・西支店・新白河支店
福島県商工信用組合 白河支店
足利銀行 黒田原支店



▶ 受付窓口

上記、取扱金融機関にて随時受け付けています。

※融資には、金融機関の審査があります。対象要件を満たしていても金融機関の審査基準を満たしていないと借入ができない場合があります。

■ 問い合わせ先 西郷村役場 産業振興課 商工係
〒961-8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40
電話：0248-25-1116 メール：shoukou@vill.nishigo.lg.jp